

## 査証・在留資格・諸手続き

### 入学試験のための「短期滞在」査証

入学試験を受験する目的で日本へ入国する場合には、自国の在外日本国公館で、入国目的を必ず「受験のため」と申告し、「短期滞在」査証（ビザ）を取得してください。この査証では収入や報酬を受けることはできません。なお、短期滞在で日本に入国し、別の在留資格へ変更することは、やむを得ない特別な事情がないと認められません。また、原則として「在留資格認定証明書」や理由書の提出が求められますので、注意してください。

### 入学のための「留学」査証

#### 新規入国の場合

合格者は、本学発行の入学許可書または合格通知書、パスポート、関係書類を在外日本国公館に提出し、「留学」査証（ビザ）を申請してください。また、査証を取得するためには、事前に日本での生活費が確保できることの証明が必要とされる場合があります。京都大学国際交流サービスオフィスでは、所属学部・研究科等事務室からの依頼を受けて、京都大学へ入学が決定した入学予定者およびその家族の在留資格認定証明書交付代理申請を行なっています。入学が決定したら、所属学部・研究科等事務室へ問い合わせてください。なお、大使館推薦等の国費留学生は、在留資格認定証明書を申請する必要がありません。「留学」査証については、自国の日本大使館・領事館の指示に従ってください。

■ 京都大学国際交流サービスオフィス「資格・査証（ビザ）について」：<https://u.kyoto-u.jp/cg4yd>

#### すでに日本に滞在している場合

入学手続き時の在留資格が、「留学」でない場合は、入学決定後に、出入国在留管理局で「留学」資格に変更しなければなりません。

- 法務省「在留資格変更許可申請」：<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-2.html>
- 出入国在留管理庁「在留期間更新許可申請」：<http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-3.html>
- 京都大学国際交流サービスオフィス「在留資格変更」：<https://u.kyoto-u.jp/80cri>
- 京都大学国際交流サービスオフィス「在留期間更新」：<https://u.kyoto-u.jp/qinyu>

### 在留カード

日本に新たに入国し、3ヶ月を超えて滞在する予定の外国人居住者には、在留カードが発行されます。在留カードは、成田、羽田、中部、関西、新千歳、広島および福岡空港に到着する場合は、入国審査時に上陸許可に伴い交付されます。その他の出入国港より入国する場合は、居住地区の役所に日本の居住先の届出をした後、登録された住所宛へ在留カードが郵送されます。在留カードは法律により常時携帯することが義務付けられています。

### 住民登録（居住地の届出）

3ヶ月を超えて日本に滞在する外国人は、入国し、居住地を定めてから14日以内に居住地区の役所で、住民登録（居住地の登録）をする必要があります。

■ 住民登録：<https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/life/resident/ja>

### 国民健康保険（国保）

日本に3ヶ月以上滞在する外国人は、日本の公的な医療保険に加入しなければなりません。最も一般的なものは国民健康保険（国保）です。受診の前に病院の受付で国民健康保険証を提示すれば、保険診療適用内の医療費についてはその30%を支払うだけで受診できます。保険料は、家族の有無などの諸条件により異なりますが、例えば京都市在住の単身の留学生の場合は、年間約18,000円です。ただし、在留資格「短期滞在」もしくは「留学（在留期間3ヶ月）」の場合は、国保に加入できないため、来日前に旅行保険等に加入することをお勧めします。国民健康保険の加入手続きは、居住地区の市（区）役所・支所で住民登録申請の後にを行います。

■ 国民健康保険：<https://kuiso.oc.kyoto-u.ac.jp/life/national/ja>

### 資格外活動許可証・アルバイトについて

出入国管理国から事前に「資格活動許可証」を取得した留学生にかぎり、アルバイトをすることができます。許可証は入国港および出入国管理局で申請できます。以下の注意点を必ず守ってください。

- ① アルバイトが学業に支障を来さないものであること。
- ② 就業時間は、「留学」の在留資格を持つ留学生は一律1週28時間以内です。ただし、長期休暇中は法律で定められている週40時間の範囲内であれば1日8時間まで就労できます。
- ③ 風俗営業等、公序良俗に反する仕事には従事できません。
- ④ 休学中はアルバイトはできません。

許可を得ないでアルバイト活動に従事した場合は、処罰の対象になります。